

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の人口は減少傾向が続いているが、平成7年以降は減少の幅が少なくなってきたおり、平成12年から平成17年にかけては、上通、下通等の商店街を含む城東校区や慶徳校区、碩台校区が増加に転じており、中心市街地全体としては若干人口が増加している。これは、地価の下落に伴い民間による集合住宅の立地が進んだためと考えられる。また、年齢層別の人口増減で見ると、近年、ファミリー層の都心回帰が進んでいることを窺わせる。

(2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地の現状を踏まえ、人々が活発に交流し、城下町の魅力があふれ、誰もが気軽に訪れることができるまちづくりを目指すという中心市街地活性化のための基本方針を達成するために、「街なか居住の推進」として以下の施策を今回の中心市街地活性化基本計画に位置づけるものである。

○目標1 「人々が活発に交流しにぎわうまち」

多種多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性が高い立地性を活かし、誰もが住みやすく暮らしやすい住環境の整備を推進し、街なか居住の推進を図っていく。

【記載事業】

- ・熊本駅西土地区画整理事業（コミュニティ住宅整備）

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年（2年後から）実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図るものである。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていくものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

特になし。

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：熊本駅西土地 区画整理事業（コミュニ ティ住宅整備） 実施場所：熊本市春日 3丁目 事業概要： 熊本駅西土地区画整理 事業内にコミュニ ティ住宅を整備するもの ・施行面積 18.1ha ・敷地面積 約 2,000 m ² ・コミュニティ住宅 約 100戸 実施時期：平成 18 年度 ～平成 20 年度	熊本市	熊本駅西土地区画整理事業の実施により、コミュニティ住宅を整備する。土地区画整理事業と併せて良好な居住環境の整備し、街なか居住の推進を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 住宅市街地総合整備 事業 ○実施期間 平成 18 年度～平成 20 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

特になし。

(4) 国の支援がないその他の事業

特になし。